

入札等監視委員会の議事概要の公表について

北九州市入札等監視委員会の平成26年度第1回定例会議を次のとおり開催したので、別添のとおりその議事概要を公表する。

記

開催日時 平成26年5月22日（木） 14:00～16:00

会 場 北九州市庁舎15階 特別会議室B

平成26年度 第1回 北九州市入札等監視委員会 議事概要

1 会議名

平成26年度 第1回 北九州市入札等監視委員会

2 開催日時・会場

開催日時 平成26年5月22日（木）14:00～16:00

会場 北九州市庁舎15階 特別会議室B

3 出席委員

藤田 賢一郎、今泉 恵子、上地 和久、菊池 裕子、中尾 美佐

4 議事

(1) 委員長選出

委員長は、出席委員全員の同意により藤田委員に決定した。

(2) 委員長職務代理者の指名

藤田委員長が、委員長職務代理者として菊池委員を指名し、同委員に決定した。

(3) 平成25年度第4四半期の工事契約状況等の報告

次の事項について報告した。

- ・工事契約件数及び契約金額について
- ・建設工事等有資格業者に係る指名停止及び資格取消について
- ・建設工事の入札不調状況について

(問) 独占禁止法違反行為により、4ヶ月の指名停止になっている業者と2ヶ月の指名停止になっている業者があるが、どうして指名停止期間に違いがあるのか。

(答) 独占禁止法違反行為は、4ヶ月から18ヶ月以内の指名停止を行うことになっている。今回の独占禁止法違反行為は、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に反する行為を行ったとして、4ヶ月の指名停止を適用したものである。

しかし、今回のような入札談合は、秘密裏に行われるため発見される可能性が低い。そのため、事業者が自ら関与したカルテルや入札談合について公正取引委員会に報告した場合は、課徴金を減免する課徴金減免制度が設けられている。

本市では、この課徴金減免制度の対象となった業者に対しては、指名停止期間を2分の1まで短縮できる規定があり、今回指名停止が2ヶ月になっている業者は、その規定を適用したものである。

(問) 入札不調対策に、最低制限価格の設定範囲の上限の撤廃とあるが、どういふことなのか。

(答) 従来の最低制限価格の設定は、予定価格の75%から90%までの範囲

内に設定しており、最低制限価格が計算上予定価格の90%を超えても、90%に抑えて設定していた。しかし、近年の資材の高騰などで実勢価格に合わない、ダンピングが起これやすくなるという懸念があった。

このため、上限を撤廃して算出どおり最低制限価格を設定することにより、ダンピングが起これにくくなり、業者は安心して最低制限価格より上の金額で入札できることになった。業者にとって入札制度がより有利で適正なものになったということである。

(4) 平成25年度第4四半期の工事契約抽出案件の審議

ア 抽出方法について

審議する案件は、平成25年度第4四半期に契約をした工事の中から、土地委員が10件（契約室契約分8件、建設局西部整備事務所契約分2件）を抽出した。

イ 審議における質疑等

(問) エレベーター設置工事（機械器具設置工事）で落札率が比較的低いのはなぜか。

(答) 最低制限価格を設けるのは、この価格以下になると、ダンピング状態になったり、適切な品質の保証ができなくなるため設けている。本案件のようなエレベーター設置工事では、メーカーが製作したエレベーターを設置する工事なので、エレベーターの品質は確保されており、またダンピングも起これない。このため、このように請負金額の中で機器費の割合が高い場合は、最低制限価格を設けていない。したがって、競争の範囲が広がって落札率が低くなっているのではないかと考えられる。

(問) エレベーター設置工事の場合、設置後の保守管理費も合わせて検討しなければ全体像がわからないのではないか。

(答) 確かに工事費より工事後の保守管理費の金額のほうが高額かもしれないが、積算方法の違いなどから、今のところ、工事と保守管理を合わせた入札は行っていないのが現状である。

(問) 工事のランクはどのように決定しているのか。

(答) 県や国に申請する「経営事項審査」の点数などを基に、点数の高い順にA・B・C・Dなどとランクを決定している。工事の工種は29あるが、その中の、土木・港湾・建築・電気・管・舗装・造園・水道施設の8工種にランクを付けている。

- ※ 1 次回の工事の抽出は、菊池委員が担当することとなった。
- 2 次回の委員会は、平成26年8月21日（木）に開催することとなった。